

吉富町放課後児童クラブ運営業務委託受託者募集要項

1. 募集の目的

吉富町（以下、「本町」という。）では、学童保育事業のサービスを維持することを目的とし、放課後児童クラブ運営業務委託の受託者の募集を行う。

2. 本業務の概要

(1) 業務名

吉富町放課後児童クラブ運営業務委託

(2) 業務内容

「吉富町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3ヶ年度継続事業）

なお、履行するために必要な期間（以下、「準備期間」という。）として、契約の日から令和4年3月31日までの期間に別途委託契約を行う。（令和3年度現在、本町において同種の業務委託契約を受けている業者の場合はこの限りでない。）

(4) 委託料上限額

総額 69,480,000円（非課税）

なお、準備期間に係る委託料は別とし、850,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の(1)～(5)に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 過去5年以内に国又は地方公共団体において同種業務の受託実績を有していること。
- (5) 直近3ヶ年において法人税（市町村民税）等を滞納していないこと。
- (6) 仕様書の内容を熟知した上で、本プロポーザルに参加できること。

4. 質問に関する事項

(1) 質問方法

本要項及び仕様書に関して不明な点がある場合は、「質問書（様式第2号）」に質問事項を記載し、本要項14の担当課にファックスにより提出すること。ファックス以外での質問は受け付けない。

なお質問は、参加表明、企画提案書及び見積書の作成並びに提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

参加表明に関することについては、町ホームページ上で公開する。

企画提案書に関することについては、参加表明書を提出した事業者（以下「参加者」という。）全員に対して、随時、質問内容と回答を示した書面をファックスにて送信する。

(3) 質問受付期間等

令和3年12月20日（月）から令和4年1月7日（金）午後5時

※最終回答は1月12日（水）午後5時までに行う。

※質問の回答内容は、本要項及び仕様書の追加または修正とみなす。

5. 参加表明に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、本要項3の参加資格を確認のうえ、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式第1号）

1部

※添付書類

- 法人税等の未納がないことの証明書（国税、県税、市町村民税）
- 印鑑証明書（代表印）
- 役員構成がわかるもの
- 放課後児童クラブ運営業務の受託実績及び業務実施体制がわかるもの

(2) 提出期間

令和3年12月20日（月）から令和4年1月14日（金）

6. 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

① 企画提案書 各7部

- ア、運営基本理念
- イ、運営方針
- ウ、安全管理の方法
- エ、支援員及び補助員の確保方針
- オ、地域との連携に関する考え方
- カ、過去3年間分の財務諸表（財産目録、貸借対照表、収支計算書）

② 見積書 1部

- ・本業務委託に係る全ての経費の見積書を提出すること。
- ・実施年度ごとの費用が分かるようにすること。
- ・見積書の様式は任意とするが、経費の詳細な内訳を記載すること。
- ・消費税及び地方消費税を除いた価格と、税込価格を記載すること。
- ・履行期間と準備期間は明確に分けて見積書を出すこと。
- ・税込価格は、本要項2の委託料の上限額の範囲内とすること。

(2) 提出期限

令和4年1月18日（火）から令和4年1月31日（月）

7. 提出方法

各期限までに提出書類を本要項14の担当課に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

※持参の場合の受付時間は、吉富町役場の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時00分までとする。

8. 選定方法について

提出をされた企画提案書等について書類審査と提案プレゼンテーションを実施する。

(1) 審査

「吉富町放課後児童クラブ運営業務委託候補者選定委員会」（以下、「選考委員会」という。）において、審査を実施する。

(2) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、別途通知する。

(3) 審査結果

審査結果については、全ての参加者に対し書面により通知するものとする。

なお、審査の経緯や内容については公表しない。また、審査結果に対する質疑や異議申し立ても受け付けないこととする。

9. 評価基準（概要）

評価項目	評価基準 (協力事業者等がある場合はこれを含む。)	点数 配分
会社概要	会社の運営状況、組織体制	10%
同種業務実績	国・地方公共団体における同種業務の受託実績	15%
業務実施体制	本業務の実施体制・管理運営	25%
	安全管理	20%
	地域への貢献	10%
プレゼンテーション	業務への意欲・姿勢	10%
見積り	提案価格に対する評価（最低価格を提示した事業者を満点とし、2位以下は1位との価格差に応じて評価する。ただし、最下位の事業者は0点とする。）	10%

10. 参加事業者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書、見積書を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要項3に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (3) その他本要項の定めに反した場合
- (4) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 持参以外の方法による場合で、参加者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書及び見積書は返却しない。

- (4)書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5)提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は参加者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

12. 契約

契約内容については、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。契約締結に向けて、決定者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。

なお、協議が不調となった場合には、次点の参加者と同様の手続きを行うものとする。

13. スケジュール

実施内容	実施期間(令和3~4年)
参加表明書受付期間	12月20日(月)~1月14日(金)
質問受付期間	12月20日(月)~1月7日(金)
選定通知発送	1月17日(月)(予定)
企画提案書提出期間	1月18日(火)~1月31日(月)
プレゼンテーション審査	2月2日(水)(予定)
審査結果の通知	2月4日(金)(予定)
契約締結	決定者と調整

14. 担当課

吉富町役場 子育て健康課

〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津226番地1

電話番号 0979-24-1133

FAX番号 0979-24-3219

電子メール kosodate@town.yoshitomi.lg.jp